

一般社団法人 日田青年会議所定款

第1章 総 則

第1条(名称)

この法人は、一般社団法人日田青年会議所(英文名 Junior Chamber International Hita)と称する。

第2条(主たる事務所)

この法人は、主たる事務所を大分県日田市三本松2丁目2番16号に置く。

第3条(目的)

この法人は、明るい豊かな社会の実現のため、次に掲げる事項を目的とする。

- (1)地域社会における経済、社会、文化等に関する問題の研究及び社会開発計画の積極的推進を図り、地域社会に貢献すること。
- (2)指導者訓練を基調とした修練、社会奉仕及び会員相互の連携を図ること。
- (3)公益社団法人日本青年会議所及び国際青年会議所の機構を通じ、国際的理解を深め、世界の繁栄及び平和に寄与すること。
- (4)その他明るい豊かな社会の実現に関するもの。

第4条(運営の原則)

この法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として事業を行わない。

2. この法人は、これを特定の政治団体のために利用してはならない。

第5条(事業)

この法人は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1)政治、産業、経済、社会、文化等に関する調査研究並びにその改善に資する計画の立案及び実現を推進する事業
- (2)会員の指導力向上を図るための修練並びに知識及び教養の習得に関する事業
- (3)国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所、国内及び国外の青年会議所その他の諸団体と提携し、相互の理解及び親善を増進する事業
- (4)地域貢献や社会奉仕に関する事業
- (5)青少年の健全な育成に関する事業
- (6)その他第3条の目的を達成するために必要な事業

第6条(事業年度)

この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第2章 会 員

第7条(種類)

この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下単に「一般法人法」という。)上の社員とする。

(1)正会員

日田市並びに玖珠郡及びその周辺の地域に住所又は勤務先を有する20歳以

上40歳未満の者で理事会において入会を承認されたものを正会員とする。
ただし、事業年度の途中において40歳に達した正会員は、その事業年度の終了の日までは正会員としての資格を有する。

(2) 特別会員

年齢が40歳に達した事業年度の終了の日において正会員であった者で、理事会において別に定める終身会費を納入したものを特別会員とする。

(3) 名誉会員

この法人に功労のあった者で、理事会において推薦されたものを名誉会員とする。

2. 直前理事長と監事は40歳に達した場合でも正会員としての資格を有し得る。

3. 既に他の青年会議所の正会員である者は、この法人の正会員となることはできない。

第8条(権利)

正会員は、この法人の目的を達成するために必要なすべての事業に平等に参加する権利を有する。

第9条(義務)

正会員は、この定款に別に規定するもののほか、この法人の目的を達成するために必要な義務を負う。

2. 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

第10条(入会)

正会員になろうとする者は、正会員2名以上の推薦を得て、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2. 理事会で入会を承認された際には、所定の納期までに入会金を納めなければならない。

第11条(休会)

やむを得ない理由によりこの法人の目的を達成するために必要な事業に長期間参加することができない正会員は、理事会の承認を得て、休会することができる。

2. 休会中の会費はこれを免除しない。ただし、会費減額の申請があった場合には、理事会に於いて協議を行い、総会に於いて承認を得る必要がある。

第12条(退会)

正会員が、退会しようとするときは、その事業年度の会費を納入のうえ、理事長に退会届を提出しなければならない。

第13条(除名)

正会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総正会員の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。

(1) この法人の設立の趣旨に反する行為をしたとき。

(2) この法人の秩序を乱す行為をしたとき。

(3) 1年以上会費納入義務を履行しないとき。

(4)この法人が実施する事業参加の義務を履行しないとき。

(5)その他会員としてふさわしくない行為をしたと認められるとき。

2. 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに除名の決議を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。

第14条(資格の喪失)

会員が次の各号の一つに該当するときは、その資格を失う。

(1)退会したとき

(2)成年被後見人又は被保佐人になったとき

(3)死亡又は失踪宣告を受けたとき。ただし、正会員が死亡した場合には、当該事業年度において物故会員として、その名を残すことができる。

(4)除名されたとき

第15条(拠出金の不返還)

退会又は資格喪失し、もしくは除名された正会員が納入した会費、その他の拠出金品は返還しない。

第3章 総 会

第16条(構成)

総会は、正会員をもって構成する。

第17条(種類)

この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

第18条(招集)

定時総会は、毎年1月及び9月に開催することを常例とし、理事長が招集する。

2. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催し、理事長が招集する。

(1)理事会が必要と認めたとき。

(2)総正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して書面をもって招集の請求があったとき。

3. 前項第2号に規定する請求があったときは、理事長は、その請求があった日から6週間以内に総会を招集しなければならない。

4. 総会を招集するには、正会員に対して会議の目的たる事項及び内容並びに日時及び場所を示して、開会の2週間前までに文書をもって通知しなければならない。

第19条(議長)

総会の議長は、総会において、出席者の中から選任する。

第20条(定足数及び議決)

総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

2. 総会の議事は、この定款に別に規定するもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3. 前項の場合において、議長は、正会員として議決に加わることはできない。

第21条(書面 表決等)

やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は理事会において定める方法をもって議決し、又は他の正会員を代理人として 表決を委任することができる。この場合において、前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

第22条(議決権)

正会員は、総会において各1個の議決権を有する。

第23条(権能)

総会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1)事業計画及び収支予算の決定及び変更
- (2)事業報告及び決算の承認
- (3)法人運営規程、役員選任規則その他の規則及び規程の設定、変更及び廃止
- (4)その他この法人の運営に関して法令で定められた事項

第24条(議事録)

総会の議事については、法令の定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1)会議の日時及び場所
 - (2)正会員の現在数
 - (3)会議に出席した正会員の数(書面議決者及び議決委任者を含む。)
 - (4)議決事項
 - (5)議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
 - (6)議事録者署名人の選任に関する事項
 - (7)その他法令に定められた事項
2. 議事録には、議長及び出席正会員の中から、その会議において選出された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第4章 役 員

第25条(種類及び数)

この法人に、次の役員を置く。

- (1)理事長1名
- (2)副理事長6名以内
- (3)専務理事1名
- (4)室長6名以内
- (5)理事7名以上34名以内(理事長、副理事長、専務理事及び室長を含む)
- (6)監事2名以上3名以内

2. 前項の理事長をもって、一般法人法上の代表理事とし、その他の理事をもって一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

第26条(選任)

役員は、この法人の正会員の中から総会において選任する。

2. 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。
3. 理事長、副理事長、専務理事、室長及びその他の業務執行理事は理事会において選任する。

第27条(任期)

役員の任期は、毎年1月1日から12月31日までの1年間とする。ただし、監事の任期は毎年1月1日から翌年の12月31日までの2年間とする。

2. 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 役員は、再任を妨げないものとする。
4. 役員は、役員が欠けた場合又は法令及びこの定款で定めた役員の員数を欠いたときは、任期満了の場合又は辞任した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第28条(任務)

1. 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
2. 監事は、一般法人法第99条に規定する職務を行うとともに、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
3. 理事長は、この法人を代表し、業務を総括する。
4. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。
5. 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、業務を総括する。
6. 室長は、理事長、副理事長及び専務理事を補佐し、業務を処理する。

第29条(辞任及び解任)

役員は、理事会の承認を得て辞任することができる。

- 2 役員は、次の各号における場合、総会の議決において解任することができる。

- (1)職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき
- (2)この法人の役員としてふさわしくない行為があると認められるとき
- (3)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないと認められるとき

- 3 役員を解任する場合は、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

第5章 直前理事長・顧問

第30条(直前理事長)

この法人には、直前理事長を置くことができる。

2. 直前理事長は、前年度の理事長がこれにあたる。
3. 直前理事長は、理事会での諮問に応じ、又は意見を述べることができる。
4. 直前理事長の任期は第27条1項の規定を準用する。

第31条(顧問)

この法人には、顧問を置くことができる。

2. 顧問は直前理事長以外の理事長経験者又は、公益社団法人日本青年会議所(九州地区協議会及び大分ブロック協議会を含む)役員出向経験者の中から、理事会の承認を得て理事長が指名する。
3. 顧問は、理事会での諮問に応じ、又は意見を述べることができる。
4. 顧問の任期は第27条1項の規定を準用する。

第6章 理 事 会

第32条(構成)

理事会は、第25条の役員をもって構成する。

第33条 (招集)

理事会は、毎月1回以上開催し、理事長がこれを招集する。

2. 理事長は、理事から会議の目的たる事項を示して書面をもって招集の請求があったときは、その日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。

第34条(議長)

理事会の議長は、理事長又は理事長が指名する副理事長若しくは専務理事がこれに当たる。

第35条(定足数及び議決)

理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開会することができない。

2. 理事会の議決は、出席した理事の過半数をもって決する。

3. 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

第36条(権能)

理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(1)総会に付議すべき議案

(2)総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)その他総会の議決を要しない所務の執行に関する事項

第37条(議事録)

理事会の議事録については、第24条の規定を準用し、法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。同条第1項第2号中「正会員」とあるのは「理事」と、同項第3号中「正会員の数(書面議決者及び議決委任者を含む。)」とあるのは「理事の氏名」と読み替えるものとする。

2. 理事会の議事録は、その会議において出席した理事長及び監事が署名しなければならない。

第7章 常任理事会

第38条(構成)

常任理事会は、理事長、副理事長、専務理事及び室長をもって構成する。

2. 直前理事長、監事は、常任理事会に出席し、意見を述べることができる。

第39条(招集)

常任理事会は、理事長が毎月1回以上招集する。

第40条(議長)

常任理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

第41条(定足数及び決議)

常任理事会は、その構成員の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

2. 常任理事会の議事は、出席構成員の過半数をもって決する。

第42条(権能)

常任理事会は、理事会提出議案を事前に協議する。

2. 常任理事会は、各委員会、各室間の連絡調整を図る。

3. 常任理事会は、以下の事項を審議処理する。

(1) 理事会から委託された事項。ただし、法令及びこの定款に規定された総会決議事項、理事会決議事項は除く。

(2) その他、総会及び理事会に諮る必要のない事項。

第43条(議事録)

常任理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。この場合においては、第24条の規定を準用する。同条第1項第2号中「正会員」とあるのは「常任理事」と、同項第3号中「正会員の数」とあるのは「常任理事の氏名」と読み替えるものとする。

2. 常任理事会の議事録は、出席者の中から、その会議において選出された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第8章 例会・委員会及び事務局

第44条(例会)

この法人は、第3条の目的を達成するための会員相互の連携の場として、毎月1回例会を開く。

2. 例会の運営に関する事項は、理事会の議決により定める。

第45条(委員会の設置)

この法人に、第3条の目的を達成するために必要な事項を調査研究し、及び実施するため委員会を設置する。

第46条(委員の構成)

委員会は、委員長1名、副委員長1名以上及び委員若干名をもって構成する

2. 委員長及び副委員長は、正会員の中から総会の承認を得て理事長が任命する。

3. 委員は正会員の中から理事会の承認を得て委員長が任命する。

4. 正会員(理事長、直前理事長、副理事長、専務理事及び室長を除く)は、いずれかの委員会に所属しなければならない。

第47条(事務局)

この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長を置くことができる。

3. 事務局長は、理事長の命を受け、この法人の事務を処理する。
4. 事務局長は、理事会の承認を得て、理事長が任命する。
5. 前3項に規定するもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決により定める。

第9章 資産及び会計

第48条(資産の構成)

この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄附金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 財産目録に記載された財産
- (6) その他の収入

第49条(資産の管理)

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

第50条(経費の支弁)

この法人の経費は、資産をもって支弁する。

第51条(事業計画及び収支予算)

この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日まで
に理事長が作成し、理事会の議決を得るものとする。これを変更する場合も
同様とする。

2. 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由のため、予算が成立しない
場合、理事会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じて総会
までの収入及び支出することができる。

3. 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

第52条(事業報告及び決算)

この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業
報告及び計算書類並びにこれらの付属明細書を作成し、監事の監査を受け、
定時総会において承認を得るものとする。

第10章 定款の変更及び解散

第53条(定款の変更)

この定款は、総会において総正会員の4分の3以上の議決により変更するこ
とができる。

第54条(解散及び残余財産の処分)

この法人は総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

2. 総会の議決に基づいて解散する場合は、総正会員の4分の3以上の多数
をもって決議しなければならない。

3. この法人が解散により清算する場合において有する残余財産は、会員へ

の分配を行わず、総会の議決により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第55条(清算人)

この法人の解散に際して、清算人を総会において選任する。

第56条(解散後の会費の徴収)

この法人は、法令で定める場合を除き、解散後においても清算終了の日までは、総会の議決を経てその債務を弁済するに必要な限度内の会費を、解散の日現在の会員より徴収することができる。

第11章 公告の方法

第57条(公告の方法)

この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 雑 則

第58条(委任)

この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

定 款 附 則

附則1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3. この法人の最初の代表理事は、吉光 康朗とする。